

一向平キャンプ場水風呂設置工事プロポーザル実施要領

1 目的

一向平キャンプ場へのさらなる誘客を図るため、水風呂を設置する。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

一向平キャンプ場水風呂設置工事

(2) 事業場所 琴浦町大字野井倉地内（別添地図参照）

(3) 事業内容

①一向平キャンプ場水風呂 設計・製造・施工・設置

②その他

- ・自然公園法・公衆浴場法・国立公園事業の内容の変更の協議書などの各種法令に従い申請するための資料作成
- ・公衆浴場法の措置の基準である「場内は外部から見えないようにすること。」等に適切に対応すること。
- ・排水設備を備えること。
- ・ウッドデッキ等休憩スペースは必要に応じて適時提案すること。
- ・国立公園の自然と調和するデザイン、色調とすること。

(4) 工事期間

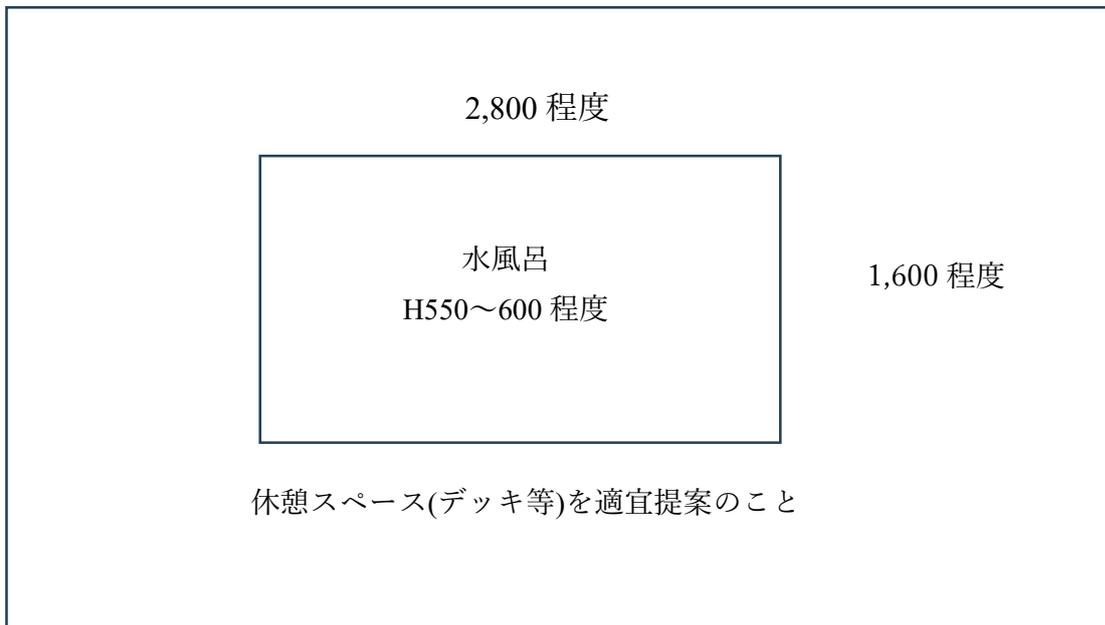
契約日締結日から令和6年8月20日（火）まで

(5) 事業費上限額

4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

(6) 水風呂の参考サイズ

L2800mm×D1600mm×H550～600mm 程度



3 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、参加事業者が契約締結時までに当該参加資格要件を有しなくなった場合、または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

- (1) 鳥取県内に事業所等を有する者であること。
- (2) 本町へ建設工事等入札参加資格審査申請書（希望工種：建築）を提出し、受理されたものであること。ただし、本プロポーザルの参加申込提出期限までに受理されればよい。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本町から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない者であること。
- (4) 本町が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止、その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない者であること。
- (5) 企画提案書の提出期限において、本町及び他の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続きの開始の申し立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く)。
- (7) 宗教活動及び政治活動を目的としない者であること。
- (8) 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者または禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団または暴力団もしくはその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (10) 水風呂等の設計・施工を実施することができる総合的な企画力・技術力を有していること。
- (11) 参加申込者と直接的かつ恒常的（3 月以上）な雇用関係にあり、1 級建築施工管理技士もしくは 2 級建築施工管理技士を配置できること。

4 実施要領等の交付

琴浦町一向平キャンプ場水風呂設置工事プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）を、施行日から令和 6 年 4 月 24 日（金）までにインターネットの琴浦町商工観光課ホームページ（<https://www.town.kotoura.tottori.jp/soshiki/syoukoukankou/>）から入手すること。

5 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次のとおり参加表明を行うものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 法人等概要書（様式第2号）
- ウ 事業実績書（様式第3号）

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和6年4月24日（水）午後5時00分まで

イ 提出場所

14の場所

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参又は送付の方法による（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない）。なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分までの間に限り受け付ける。また、送付の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

オ その他

参加表明後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに14の場所に以下の書類を電子メールで提出すること。

(1) 提出書類

辞退届（様式第6号）

6 質問の受付

(1) 質問方法

質問がある場合は、様式第4号に質問内容を明確に記載し、令和6年4月8日（月）午後5時00分までに14の場所へ電子メールにより提出すること。送信後は電話で受信確認を行うこと。

(2) 回答方法

質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて令和6年4月18日（水）までに随時インターネットの琴浦町商工観光課ホームページ

(<https://www.town.kotoura.tottori.jp/soshiki/syoukoukankou/>)に掲載する。

電子メール以外での方法による質問については回答しない。

7 企画提案書等の作成、提出

企画提案書等は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

- ア 企画提案書（様式第5号）
- イ 企画提案資料（様式任意）
- ウ 見積書（様式任意）

(2) 企画提案書の内容

- ア 企画提案書は仕様書及び評価要領に記載する内容を必ず記載すること。仕様書の内容をふまえた事業概要、事業体制、その他の追加提案等を記載すること。
- イ 企画提案書では、要領に示す本件事業の要件を達成するための実現方法、想定される課題に対する解決方法等について、自由に提案することができる。
- ウ 企画提案書に記載する内容は、見積額の範囲内で実現可能なものに限る。
- エ 予算額の範囲内で追加提案があれば提案すること。
- オ 具体的な内容を把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容やイメージをわかりやすく記載すること。

(3) 見積書の内容

- ア 見積書の宛名は「琴浦町長 福本まり子」とすること。
- イ 見積書は、経費内訳（明細）が分かる内容であること。
- ウ 見積書に記載する金額は、本事業の見積額、消費税及び地方消費税の額（ただし、課税事業者に限る。）並びにこれらの額の合計額とする。

例：見積金額金〇〇円、消費税及び地方消費税の額金〇〇円、合計金〇〇円

(4) 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時00分まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）

イ 提出場所

14の場所

ウ 提出書類の形式

用紙のサイズは日本産業規格A4判を原則とし、枚数は任意とする。資料の都合上、部分的にA3判を使用する場合は片袖折にして綴じこむこと。

エ 提出部数

正本1部（代表者押印のもの）、副本7部（正本の写し）

オ 提出方法

持参又は送付の方法による（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）。

なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分までの間に限り受け付ける。また、送付の場合は、簡易書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。なお、併せて郵送したことを電話連絡すること。

(5) その他留意事項

- ア 追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。
- イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。
- ウ 提出する企画提案資料、見積書等には会社名を記載しないこと。

8 審査会の設置

- (1) 町は、企画提案書等を審査するため、「一向平キャンプ場水風呂設置工事プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は企画提案書と提案見積書等を評価し、順位を決定するものとする。
- (3) 審査会は庁内などから5名を選出し、構成は非公開とする。
- (4) 審査にあたっては、書類審査及びプレゼンテーションを実施する。

9 審査

次により企画提案書に係る審査会を実施する。

(1) 一次審査（事前書類審査）

一次審査として提出書類を基に、商工観光課において、事前書類審査を行い、通過した事業者は二次審査のプレゼンテーションを受けることができる。

(2) 二次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

企画提案についてプレゼンテーションを実施し、審査会による質疑を行う。

ア 日 時 令和6年5月中下旬 ※別途通知

イ 場 所 琴浦町役場本庁舎

ウ 審査員 5名程度

エ 提案時間

企画提案書の企画内容のうち、特にポイントとなる部分について説明（最長20分）。
質疑応答（15分程度）。

オ 参加人数 1提案者につき3名以内

カ 環境について

会場、プロジェクター、スクリーンについては本町が用意する。その他必要なものがあれば提案者で用意すること。

キ その他

プレゼンテーションを行う順番は、提案書の受付順とする。

書類審査の段階でも、情勢により聞き取りを実施する場合がある。その場合は、提案者に別途通知する。

10 選定方法

最終審査会を開催し、「一向平キャンプ場水風呂設置工事プロポーザル評価要領」に基づき、優先交渉権者、次点者を選定する。ただし、得点が過半数に達していない場合は非選定となる。

11 審査結果の通知、公表

- (1) 町は、審査結果を提案者全員に文書で通知するとともに、その概要をインターネットの琴浦町商工観光課ホームページ(<https://www.town.kotoura.tottori.jp/soshiki/syoukoukankou/>)で公表する。
- (2) 文書の通知内容及び公表の内容は、優先交渉権者、次点者の提案者名のみ公表する。
- (3) 審査の経緯は公表しない。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

12 契約の締結

町は、優先交渉権者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での仕様書の変更の協議も含む。

なお、事業の一部変更や修正もあり得ることから、予定価格の範囲内とするため内容の調整を行うことがある。これらの協議の後、仕様書を確定し、見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認の上契約を締結する。協議が不調のときは、次点者と契約締結の協議を行う。

また、情勢により契約締結前に本事業が中止となった時は、契約の締結に至らない場合がある。

13 その他の留意事項等

- (1) 企画提案書の作成、応募等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。
- (3) 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、14の場所に以下の書類を電子メールで提出すること。

ア 提出書類

辞退届（様式第6号）

- (5) 提出された書類は、事業実施予定者の選定以外の目的には提案者に無断で使用しない

ものとするが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。

なお、本件に係る情報開示請求があった場合、琴浦町情報公開条例(平成16年9月1日条例第10号)の規定により公文書の開示の対象になるため、公開に際し、提出者が不利益になる情報は記載しないこと。

- (6) 3の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。また、次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
 - イ 5(1)の参加表明書の提出が提出期限までにない者から企画提案書等が提出された場合
 - ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 本プロポーザルは、提案者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該事業の受託者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の事業においては、必ずしも企画提案書の内容どおりに事業を実施するものではない。
- (8) 優先交渉権者に選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは委託者との契約関係を生じるものではない。
- (9) 著作権の取扱い
 - ア 優先交渉権者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。
 - イ 優先交渉権者に選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 町は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (10) 受託者は本件事業を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を守らなければならない。
- (11) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

14 問い合わせ及び書類提出先

部署名：琴浦町役場商工観光課

住所：〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591番地2

電話番号：0858-52-1713 電子メール：syoukoukankou@town.kotoura.tottori.jp

15 スケジュール (予定)

	内容	日時
1	調達公告	令和6年4月1日(月) (施行日)
2	質問の受付	令和6年4月8日(月) 午後5時00分まで
3	質問の回答	令和6年4月18日(木) までに本町ホームページで回答
4	参加表明書の提出	令和6年4月24日(水) 午後5時00分まで
5	企画提案書等の提出	令和6年5月10日(金) 午後5時00分まで
6	一次審査会(書類審査)	令和6年5月13日(月)
7	二次審査会(プレゼン)	令和6年5月21日(火)～23日(木) のいずれかの日
8	結果通知	審査会開催後3営業日以内を目処に本町ホームページで公開及び文書で各提案者に通知
9	契約の締結	令和6年6月上旬
10	工事完了	令和6年8月20日(火)